様式第13（第２条第１項関係）（平25総省令87・全改、平28総省令23・平30総省令９・令元総省令19・令２総省令３・一部改正）

第１表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　全国ＢＷＡアクセスサービス

事業者名
法人番号

| 都　道　府　県 | 契　約　数 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| 合　　計 | |
| 参　考　事　項 | |

注１　契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

２　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注３後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

５　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

６　定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

７　注４から注６までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、

「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

9　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年　　月　　日現在

サービスの種類　全国ＢＷＡアクセスサービス

事業者名
法人番号

１　契約数等

| 報告事項 | | 契約数等 |
|---|---|---|
| 契約数 | | |
| | 接続に係るＭＶＮＯ | |
| | ＭＮＯであるＭＶＮＯ | |
| | 契約数が３万以上であるＭＶＮＯ | |
| 事業者数 | | |
| | 接続に係るＭＶＮＯ | |
| | ＭＮＯであるＭＶＮＯ | |
| 参考事項 | | |

２　ＭＶＮＯの事業者名及び法人番号

| 契約数が３万以上であるＭＶＮＯ | | 契約数が３万未満であるＭＶＮＯ | |
|---|---|---|---|
| 事業者名 | 法人番号 | 事業者名 | 法人番号 |
| | | | |

注１　自ら提供する全国ＢＷＡアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「ＭＶＮＯ」という。）がある場合に記載すること。

２　「契約数」の項には、自ら提供する全国ＢＷＡアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

３　契約数のうち、「接続に係るＭＶＮＯ」の項については、自らの電気通信回線設備をＭＶＮＯの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。

４　契約数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、ＭＮＯにより

提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

5　「事業者数」の項には、自ら提供する全国ＢＷＡアクセスサービスに係るＭＶＮＯの合計数を記載すること。

6　事業者数のうち、「接続に係るＭＶＮＯ」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているＭＶＮＯの合計数を記載すること。

7　事業者数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、ＭＮＯにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該ＭＮＯであるＭＶＮＯの合計数を記載すること。

8　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9　法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

10　記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。

11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。